

料金表

訪問リハビリテーション						
サービスコード			(単位数)	利用料 (1単位 11.1円)		
種類 14				1割負担	2割負担	3割負担
2211	訪問リハビリテーション費 (訪問リハビリ2)	1回につき	308	342円	684円	1,026円
【その他加算】						
サービスコード			(単位数)	利用料 (1単位 11.1円)		
種類 14				1割負担	2割負担	3割負担
5003	短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は新たに要介護認定を 受けた日から3月以内)	1日につき	200	222円	444円	666円
5021	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は新たに要介護認定を 受けた日から3月以内)	1日につき	240	266円	533円	799円
5005	リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1月につき	180	200円	400円	600円
5008	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)		213	237円	473円	710円
5022	医師が利用者又は家族に説明をし、 利用者の同意を得た場合		270	300円	599円	899円
6192	口腔連携強化加算	月に1回限度	50	56円	111円	167円
6102	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	7円	14円	20円
4003	退院時共同指導加算	1回につき	600	666円	1,332円	1,998円
5010	事業所の医師が診療を 行わなかった場合の減算 ※1	1回につき	-50	-56円	-111円	-167円

介護予防訪問リハビリテーション						
サービスコード			(単位数)	利用料 (1単位 11.1円)		
種類 64				1割負担	2割負担	3割負担
2211	介護予防訪問リハビリテーション費 (予防訪問リハ2)	1回につき	298	331円	662円	992円
【その他加算】						
サービスコード			(単位数)	利用料 (1単位 11.1円)		
種類 64				1割負担	2割負担	3割負担
5001	短期集中リハビリテーション実施加算 (退院(所)日又は新たに要介護認定を 受けた日から3月以内)	1日につき	200	222円	444円	666円
6162	口腔連携強化加算	月に1回限度	50	56円	111円	167円
6102	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	6円	13円	19円
4003	退院時共同指導加算	1回につき	600	666円	1,332円	1,998円
5010	事業所の医師が診療を 行わなかった場合の減算 ※1	1回につき	-55	-56円	-111円	-167円
6123	利用を開始した日の属する月から 起算して12月を超えた期間に 訪問リハビリを行った場合※2	1回につき	-30	-33円	-66円	-99円

※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（所）日又は要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日当たり20分以上の個別リハビリテーションが対象となります。

※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は認知症であると医師が判断した利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことで生活機能の改善が見込まれる場合に加算します。退院（所）日又は要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき2日を限度とします。

※ リハビリテーションマネジメント加算とは、利用者の状態や生活環境に合わせて適切なリハビリテーションの実施と計画の見直しや記録などを行い、質の高いリハビリテーションを実施している事業所を評価する加算になります。

※ サービス提供体制強化加算とは、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。当事業所はサービス提供体制強化加算の指定を受けており、基本単位数に6単位が加算されます。

※ 口腔連携強化加算は口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に加算します。

※1 この規定に関わらず、入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヵ月に限り、医療機関から情報の提供を受けている場合、減算を適用しません。（令和9年3月31日まで）

※2 以下の条件を満たすことで減算を行わない基準が設けられています。

- ①リハビリテーション会議を3月に1回以上開催し、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有・記録し、利用者の状態変化に応じ計画書の見直しを行うこと。
- ②計画書等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。